

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人社団 俊美会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 広島市安芸区矢野南一丁目17番11号
- (3) 設立認可年月日 平成23年8月26日
- (4) 設立登記年月日 平成23年9月 9日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人社団 俊美会 野村歯科医院	広島県安芸区矢野南 一丁目17番11号	一般病床 0床
			療養病床 0床
			[医療保険 0床]
			[介護保険 0床]

- (2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年11月19日 令和2年度決算の決定

令和 4年 9月21日 令和4年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 俊美会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安芸区矢野南一丁目17番11号

財 産 目 録
(令和 4年9月30日現在)

1. 資 産 額	98,492 千円
2. 負 債 額	16,158 千円
3. 純 資 産 額	82,334 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	75,197
B 固 定 資 産	23,295
C 資 産 合 計 (A+B)	98,492
D 負 債 合 計	16,158
E 純 資 産 (C-D)	82,334

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (法人所有 ■ 賃借 · 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

建 物 (法人所有 ■ 賃借 · 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式3-2

法人名 医療法人社団 俊美会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安芸区矢野南一丁目17番11号

貸借対照表

(令和4年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	75,197	I 流動負債	9,010
II 固定資産	23,295	II 固定負債	7,148
1 有形固定資産	6,200	負債合計	16,158
2 無形固定資産	750	純資産の部	
3 その他の資産	16,345	科目	金額
		I 出資金	9,082
		II 積立金	73,252
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	82,334
資産合計	98,492	負債・純資産合計	98,492

法人名 医療法人社団 俊美会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安芸区矢野南一丁目17番11号

損 益 計 算 書
(自 令和 3年10月1日 至 令和 4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	106,715
2 事業費用	99,081
本来業務事業利益	7,634
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	7,634
II 事業外収益	2,877
III 事業外費用	8
経常利益	10,503
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,503
法人税等	1,851
当期純利益	8,652

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

法人名 医療法人社団 俊美会

※医療法人整理番号

所在地 広島市安芸区矢野南一丁目17番11号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の 内容	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係 事業者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

様式6

監事監査報告書

医療法人社団 俊美会
理事長 野村俊夫 殿

私は、医療法人社団 俊美会の令和3年会計年度（令和3年10月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月12日

医療法人社団 俊美会

監事